

質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げへの対応について

保育料を自由価格で設定している子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設において、今般の幼児教育・保育の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われることにより、公費負担により事業者が利益を得ることにつながるものがないよう取り組んでいく必要がある。

例えば、人件費の高騰や優秀な保育士、教諭の確保などは、真に対価が必要な場合であると言える一方、無償化の対象者にのみ高額な保育料を課す取扱いなどは許容しがたい場合などが考えられる。

無償化の対象施設の大部分を占める、子ども・子育て支援新制度の幼稚園や保育所等の保育料については、公定価格を設定しており、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ等の問題は発生しない。

質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げへの対策については、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）において、以下のとおり規定されているところであり、国と地方自治体が協力して対応していく必要がある。

「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（抄）

今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われ、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うものがないよう、関係団体や都道府県、市町村等とも連携し、実態の調査及び把握について検討していくとともに、事業者に対する周知徹底を図る。

このため、国としては、以下の対応を行うこととしている。

- ・ 幼稚園等の関係団体との連携を図り、事業者に対する周知徹底を図ること。
- ・ 幼稚園については、「私立高等学校等実態調査」の一つとして、私立幼稚園の授業料等の実態の調査・把握を行うこと（5月20日に発出）。また、保育料を変更する場合には、変更事由と併せて都道府県へ届出を行うこと。
- ・ 認可外保育施設については、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求め、保護者への説明を行うことを通知した。実態の調査及び把握については、その手法等を検討中であり、地方自治体の皆様にもご協力をお願いしたい。

地方自治体におかれても、保護者や事業者に対し、丁寧な説明をお願いしたい。

(参考1)

私幼第 30055 号

平成 30 年 8 月 22 日

全日私幼連
加盟園あて

全日本私立幼稚園連合会
政策委員長 水谷 豊三

保育料の引上げと無償化に関する留意事項

ご案内のとおり、私立幼稚園関係者の長年の願いであった幼児教育の無償化が、2019 年 10 月から実施の運びとなりました。

国においては、無償化の実施に当たり、その対象範囲を検討するため「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」を開催し、本年 5 月に報告書を発表いたしました。

この報告書では、「今般の無償化を契機として、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われることにより、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことにならないようにすべきである。」という文言が盛り込まれています。

このことは幼児教育全体に対する信頼性に関わる事項であり、万に一つでも社会的な非難を受けることがあってはなりません。

つきましては、具体的な質の向上のための経費増（注）を計画しないまま、安易に保育料の引上げを行われることがないように、十分なお配慮をお願いいたします。 諸事情ご賢察の上よろしくお願い申し上げます。

（注）例として、教育内容充実のための人員増、優秀な教員の確保、園庭や備品の充実等が考えられます

以上

全日私幼連
加盟園あて

全日本私立幼稚園連合会

政策委員長 水谷 豊三

【再確認】保育料の引上げと無償化に関する留意事項

ご案内のとおり、私立幼稚園関係者の長年の願いであった幼児教育の無償化が、2019 年 10 月から実施の運びとなりました。

国においては、無償化の実施に当たり、その対象範囲を検討するため「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」を開催し、本年 5 月に報告書を発表いたしました。

この報告書では、「今般の無償化を契機として、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われることにより、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことにならないようにすべきである。」という文言が盛り込まれています。

このことは幼児教育全体に対する信頼性に関わる事項であり、今般の消費税の引上げに際し、万に一つでも社会的な非難を受けることがあってはなりません。

つきましては、真に必要な質の向上のための経費増（注）のためではなく、安易に保育料の引上げを行われることがないように、再度十分なお配慮をお願いいたします。 諸事情ご賢察の上よろしくお願い申し上げます。

（注）例として、教育内容充実のための人員増、優秀な教員の確保、園庭や備品の充実等が考えられます

以 上

平成 31 年 2 月 4 日
私幼第 3 0 1 4 7 号

設置者・園長 様

全日本私立幼稚園連合会
会 長 香川 敬

重要なお願い

設置者・園長の先生方におかれましては、日頃より全日本私立幼稚園連合会の諸活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本年 10 月から幼児教育の無償化が実施されます。今般の幼児教育の無償化については、幼児教育を主に担う私立幼稚園の対応について、国だけでなく、保護者やマスコミからも非常に注目されています。適切に対応しなければ、保護者や社会全体からの私立幼稚園に対する信頼を失うことになりかねません。

(中略)

第二点は、無償化により巨額の公金が投入されることから、各園の収支状況や保育料の設定につき、これまで以上に社会から厳しい目で見られており、来年度に行政による調査が行われる予定です。調査結果によっては公定価格の見直し等にもつながりますので、これへの対応が必要となっています。(今年度 2019 年 3 月までの会計について調査)

(中略)

詳細な内容は別紙のとおりであり、これらの点につき、全日本私立幼稚園連合会として加盟園の先生方に重要課題や情報を迅速にお伝えすることが本連合会の使命と考えております。年度末のご多忙な時期とは存じますが、別紙の内容について、十分ご理解いただき、各園において適切に対応していただきますようお願い申し上げます。

別紙(抜粋)

3 . 質の向上を伴わない理由のない保育料の引き上げの防止

本連合会としては、各園の保育料の決定権限は各園にあるという私学経営の立場を尊重しつつ、しかし、今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引き上げが行われ、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことがないよう、各園の先生方をお願いしてきた経緯があります。

(平成 30 年 8 月、平成 30 年 10 月)

今回の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成 30 年 12 月 28 日、関係閣僚合意)においても、質の向上を伴わない理由のない保育料の引き上げが行われないう、国として実態の調査および把握について検討していくという文言もあり、国からも大変関心を持って注視されています。

こうした状況を踏まえ、保育料の引き上げについて便乗値上げといわれることがないよう適切に判断・対応されるよう重ねてお願いいたします。

私立幼稚園の授業料等調査について

1 . 調査の項目

保育料

入園料

施設等整備費

- ・その他入園時納付金
- ・通常納付金（施設整備資金、教材費、冷暖房費、給食費、その他）

入園検定料

保育料等の値上げがあった場合、その増加理由

【値上げした理由の選択項目】 複数回答可

教職員の処遇改善（給与のベースアップ、その他福利厚生の改善を含む。）

- ・幼稚園教員（園長、副園長を含む。）を対象
- ・事務職員を対象
- ・その他職員（調理師等）を対象
- ・法人役員を対象

教職員の配置改善（増員、兼務解消、正規職員の割合増などを含む。）

- ・幼稚園教員の配置改善
- ・事務職員の配置改善
- ・その他職員の配置改善

施設整備の充実（将来の施設整備に備えた積立を含む。）

- ・施設の高機能化（バリアフリー、空調など）
- ・園舎の増築
- ・園舎等の維持・修繕
- ・その他の施設整備

園児数の減少への対応（園児が減っても教職員数を維持する場合など。）

物価高騰への対応

消費増税への対応

その他の事情

2 . 調査スケジュール

5月：都道府県に調査様式等発出

7月末：都道府県から提出締切

(参考3)

子発 0405 第 2 号

平成 31 年 4 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について

平成 31 年 3 月 29 日に別添のとおり児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 47 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、改正の趣旨及び内容、留意事項等は下記のとおりであるので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨及び内容

- 1 事業所内保育施設の届出対象化について（略）
- 2 認可外保育施設の利用料等の変更に関する情報提供について

法第 59 条の 2 の 2 の規定及び規則第 49 条の 5 の規定により、認可外保育施設の設置者は、サービスの内容や利用料等について掲示することが義務付けられている。認可外保育施設における理由のない保育料の引き上げは、そもそもあってはならないことであり、保護者に対して適切に情報開示がなされるよう、提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項について、変更を生じたことがある場合にあっては、直近の変更の内容及びその理由を掲示しなければならないこととする。

なお、認可外保育施設の設置者においては、変更の内容及びその理由について施設内に掲示するだけでなく、保護者に通知及び直接の説明を行うべきである。

第二 施行期日

改正省令は、第一の 1 に係る事項については、平成 31（2019）年 7 月 1 日から、第一の 2 に係る事項については、平成 31（2019）年 4 月 1 日から施行する。

第三 経過措置

- 1 事業所内保育施設の届出対象化に関する経過措置（略）
- 2 利用料等の変更に係る掲示に関する経過措置

施行日である 4 月 1 日以前に行ったサービス内容や利用料の変更については、掲示は不要である。

第四・第五（略）

以上